

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業委託実施要項

平成30年2月15日  
文化庁次長決定  
平成30年12月20日  
令和2年12月24日  
令和3年11月16日  
令和4年2月8日  
一部改正

1 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業のうち、委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施することができる。

(1) 地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室が設置されていない地方公共団体に対して日本語教育に関する専門的知識を有する者（アドバイザー）を派遣することによる指導助言及び当該地域での環境整備を行うに当たりアドバイザー間で有用な手法についての協議及び情報共有等を行う会議の開催、アドバイザーの派遣及びプログラム実施団体が手配したコーディネーター等の旅費、謝金等の精算業務、プログラム実施団体等からの問合せ対応業務及びその他付随する業務。

(2) ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供

日常生活に必要な日本語をICTを活用し独学できる学習コンテンツの開発及びその提供、調査研究等を行う業務。

(3) 空白地域解消推進セミナー

日本語教室が設置されていない地方公共団体の職員を対象に、空白地域解消に関する先進事例の紹介を行ったり日本語教室の設置に関する課題について協議等を行うセミナーの開催業務及び広報業務。

(4) 日本語教室開設に向けた研究協議会

空白地域解消に向けて、空白地域が多い都道府県やこれまで地域日本語教育スタートアッププログラムを活用したことが無い市町村が多い都道府県を対象に、域内の市町村に当プログラムの活用を促すとともに、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するため行う会議開催業務及び広報業務

3 業務の委託先

文化庁は、上記1の目的を実現するため、以下の団体（以下「実施団体」という。）に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

- イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
- ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- オ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

#### 4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

#### 5 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

#### 6 委託費

- (1) 予算の範囲内で業務に要する経費(「人件費」、「事業費(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が契約の定め違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

#### 7 業務完了(廃止)の報告

実施団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

#### 8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 9 その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該目的に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、業務の実施状況や経理処理状況について、調査及び現地調査を行うことができる。

- (4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。